

# 埼玉県の石綿対策（令和5年度実施状況）

（\*黒枠内：令和5年度実施計画）

## 健康対策

健康に関する県民不安の解消

①保健所（13か所）に健康相談窓口を設置し、適切な情報提供を図る。

（疾病対策課）

○令和5年度における相談件数（件）56件（参考：令和4年度 69件）

②医療従事者等を対象とした石綿疾患研修会を開催する。

（疾病対策課）

○令和5年9月に令和4年度に実施した石綿健康対策講習会のアーカイブ配信を行った。

## 環境対策

（1）建築物の解体等工事に対する対策

◆解体工事業者等に対する対策

①解体工事業者や建設業者等に対して石綿関係法令や適切な除去方法の周知を図るため、講習会を実施する。

（大気環境課、産業廃棄物指導課）

○講習会等開催状況

・石綿関係法令等説明会

令和5年11月1日～令和6年3月31日（WEB配信、243人参加）

・リフォーム業者向け法令説明会：1回（330名参加）

・産業廃棄物排出事業者及び処理業者に対する実務講習会（371人参加）

・適正処理講習会（WEB配信、視聴回数879回）

②石綿関係法令に関するパンフレットを解体工事業登録申請時に配付するとともに、関係機関の窓口に備え付けることで、建設業者等関係者に対して周知を図る。

(大気環境課、建設管理課)

○解体工事業の登録申請業者に対し、パンフレットを配付した。

○関係機関の窓口にパンフレットの備え付けを行った。

◆解体工事時の飛散防止対策

③労働基準監督署及び県建築安全センター等との連携し、大気汚染防止法の届出漏れを防止する。大気汚染防止法の届出対象となる解体等工事については、立入検査・周辺石綿濃度調査を実施し、解体工事業者等に対して必要な飛散防止対策を講じるよう指導する。

(大気環境課)

○立入検査

・届出のあった解体等工事に対して、延べ54件養生確認検査を実施した。

・除去工事後の完了検査を述べ3件実施した。

○周辺環境調査

・解体工事中の総繊維数濃度及び石綿繊維数濃度の調査測定を15件実施した。

④大気汚染防止法の届出対象となる石綿除去工事の際、「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションに関する指針」に基づき、工事発注者等から周辺住民等に対する周知を促進する。

(大気環境課)

○工事発注者への指針周知状況

大気汚染防止法の届出及び相談時や講習会等の機会を捉え、事業者に対し、工事において実施する石綿飛散防止対策等を周辺住民へ周知するよう促した。

○事前周知の実施数

- ・説明会 0件
- ・戸別訪問 21件
- ・チラシ配布 12件
- ・回覧板 1件
- ・その他 6件

⑤建設リサイクル法の届出書の石綿のチェック欄を確認するとともに、関係機関との届出情報の共有化を推進する。また、窓口等において石綿関係法令の周知を引き続き行うとともに、解体工事現場において石綿関係法令の遵守を要請する。  
(大気環境課、建設管理課、産業廃棄物指導課)

○大気環境課、産業廃棄物指導課

- ・関係部局との届出情報の共有
- ・建設リサイクル法の解体に係る届出がなされた現場への各環境管理事務所の大気水質担当及び廃棄物担当による合同立入検査の実施

○建設管理課

- ・建設リサイクル法の届出受理時、「石綿の有無」欄についての記載要請
- ・届出窓口でのパンフレット等による周知
- ・解体工事現場でのパトロール実施
- ・関係部局との届出情報の共有

(2) 石綿廃棄物に対する対策

◆石綿廃棄物の排出事業者（解体工事業者等）に対する指導

①建築物の解体等工事に対する現地調査を実施し、石綿廃棄物の適正処理を指導する。

(産業廃棄物指導課)

○現地調査の実施 566件

②解体工事業、建設業者に対して、石綿廃棄物の適正処理の徹底を要請するとともに、説明会・講習会において関係法令の周知を図る。

(大気環境課、産業廃棄物指導課)

○環境対策(1)①の講習会等で実施

◆産業廃棄物処理業者等に対する指導及び実態調査

③石綿廃棄物排出量や最終処分状況等について県内の排出事業者から提出されるマニフェスト交付状況報告書等を集計し、実態を把握する。

(資源循環推進課)

○令和4年実績 360t/年 (さいたま市、川越市、川口市、越谷市は除く)

④市町村に対し、家庭から排出され市町村に持ち込まれる石綿含有の廃棄物の適正な処理を助言・指導する。

(資源循環推進課)

○平成19年度に市町村に対し、石綿含有廃棄物の適正処理について通知している。

○相談件数 0件

⑤産業廃棄物処理業者に対し、石綿廃棄物の適正処理の徹底を指導する。

(産業廃棄物指導課)

○環境対策(1)①の講習会等で実施

◆不法投棄対策

⑥監視パトロールを強化し、石綿廃棄物が不法投棄された際の早期発見に努める。

(産業廃棄物指導課)

○通報窓口である不法投棄110番（24時間体制）を設置し、県民からの通報を広く受け付けた。

○監視パトロール等件数 10,978件

⑦石綿廃棄物の不法投棄が発見された際の対応マニュアルを適宜改訂する。

（産業廃棄物指導課）

○連絡先等一部内容の改訂を行った。

### （3）相談窓口の設置・一般環境調査の実施

①環境管理事務所（7箇所）に環境に関する石綿問題についての県民相談窓口を設置し、適切な情報提供を図る。

（大気環境課）

○石綿取り扱いに係るばく露による健康不安など、石綿に係る57件の相談に対し、適切に対応した。

### （4）災害時石綿モニタリング体制の整備

○災害時に大気中石綿濃度を迅速に把握できる体制を構築し、倒壊建物等から飛散する石綿による健康被害を防止する。

（大気環境課）

○「災害時における石綿モニタリングに関する合意書」に基づく石綿モニタリング訓練を実施した（令和5年5月22日）。

### （5）石綿除去工事等に対する経済的支援

○民間建築物の吹付けアスベスト等の分析調査及び除去などの工事に係る費用の一部を補助する。

（建築安全課、社会福祉課）

○民間建築物に対する吹付けアスベストの分析調査及び除去などの工事に係る費用の一部を直接補助した。

（補助実績）分析調査 1棟

## 公共施設対策

### 公共施設に係る調査・対策の実施等

①県有施設について、施設改修時等に、石綿含有吹付け材の封じ込めや囲い込み処理をした箇所及び、表面が硬く飛散の恐れが無い石綿含有吹付け材が使用されている箇所の損傷を点検し、必要に応じ補修や除去工事を行う。また、新たに吹付け材が発見された場合には分析調査と必要な対策を行う。

(管財課、住宅課、(企)水道管理課、(下)下水道事業課、(教)財務課、(警)施設課)

### ○吹付け材調査・石綿含有吹付け材対策実施状況（令和5年度実績）

石綿含有吹付け材(処理済)の補修・除去工事をした件数	新たに吹付け材が発見され、分析調査した結果、石綿含有だった件数	うち対策を行った件数
2件	0件	0件

②市町村有施設について、各省からの照会に基づき、石綿6種類のいずれかを含有する吹き付け材への対策状況等のフォローアップ調査を行う。

((教)財務課、住宅課、医療整備課、市町村課)

### ○市町村立病院

令和5年度は、フォローアップ調査は未実施。

### ○市町村立学校施設、社会教育施設、社会体育施設等（文部科学省）

令和5年度は、フォローアップ調査は未実施。

○他省庁の所管に属さない市町村有施設（総務省）  
石綿6種類の調査実施状況（令和5年4月1日現在）

・石綿含有保温材、耐火被覆等使用状況調査

施設総数（県計（*1））	3,609
石綿含有保温材等使用	215
うち撤去済	22
うち未処理	193
うちばく露のおそれなし	190
うちばく露のおそれがあるが必要な対策（*2）を実施済み	1
うちばく露のおそれがあるが対策の実施未了	2
石綿含有保温材等未使用	2,416
令和5年度以降調査予定	978

\*1 さいたま市を除く。

\*2 「必要な対策」とは「処理済」のように物理的な措置（「表面固化」、「浸透固化」、「囲い込み」等）ではなく、ばく露のおそれがある施設に対する間接的な措置（例えば「立入禁止措置」等）などにより被ばくを回避する対策を講じているものをいう。

・吹付け石綿、石綿含有吹付け材使用状況調査

調査箇所数（県計（*1））	3,609
吹付け石綿等使用	118
うち撤去済	57
うち未処理	61
うちばく露のおそれなし	48
うちばく露のおそれがあるが必要な対策（*2）を実施済み	7
うちばく露のおそれがあるが対策の実施未了	6
吹付け石綿等未使用	3,396
令和5年度以降調査予定	95

- \* 1 さいたま市を除く。
- \* 2 「必要な対策」とは「処理済」のように物理的な措置（「表面固化」、「浸透固化」、「囲い込み」等）ではなく、ばく露のおそれがある施設に対する間接的な措置（例えば「立入禁止措置」等）などにより被ばくを回避する対策を講じているものをいう。

○市町村営住宅

令和5年度にフォローアップ調査を実施。

- ・石綿使用状況調査結果（令和6年3月31日現在）

各市町村住宅棟（団地）数（県計（*1））	棟数	団地数
吹付け石綿有り	121	37
うち措置済	24	13
うちばく露のおそれなし	43	18
うちばく露のおそれあり	54	8
調査中	37	9

- \* 1 さいたま市を除く。

## 民間施設対策

### (1) 民間建築物に係る吹付け石綿等の実態調査、対策の実施等

- ①社会福祉施設、病院施設、私立学校、土地改良施設、床面積1,000㎡以上の民間施設について、飛散のおそれがある場合に、石綿の除去・飛散防止対策の実施状況を把握し、適宜対策を実施するよう要請する。  
（社会福祉課、学事課、医療整備課、農村整備課、建築安全課）

○平成17年度に行った実態調査のフォローアップ調査と平成30年度の実態調査（社会福祉施設）を実施するとともに、適切に処置を講ずるよう要請した。

○民間建築物に係る実態調査（令和6年3月31日現在）

	社会福祉施設 *a	病院施設	土地改良施設	私立学校	1,000㎡以上の民間施設
調査数	*e 5,521	319	1,048	779	11,650
回収数	*e 5,521	319	1,048	779	11,375
吹付け石綿等有り	143	39	6	64	614
対策実施済	35	16	5	64	520
未処理	108	*b 23	*c 1	0	94
吹付け石綿等無し	*e 4,914	278	1,043	715	10,761
調査中※d	464	2	0	0	275

- \*a 平成30年12月1日時点使用実態調査分（床面積1,000㎡未満含む）
- \*b 未処理の23施設についてはすべて「ばく露の恐れがないもの」である。
- \*c 国の基準以下であり、当面の緊急性がない。
- \*d 調査中には未回答のものを含む。
- \*e 調査対象外施設3,396件を含む。

②床面積1,000㎡未満の民間建築物についても、飛散の恐れのある石綿についての対策の周知を図る。吹付け材が確認された場合は、分析調査の実施や飛散防止等の対策を要請する。  
(建築安全課、社会福祉課、生活衛生課、農村整備課、学事課)

○ホームページやセミナーでアスベスト対策について周知するとともに、分析調査の実施などを要請した。

③私立学校における石綿の除去費用等について、私立学校振興資金融資貸付金利子補助を行う。  
(学事課)

○平成18年度から令和5年度の利用実績はないが、学校法人に対する周知は毎年度実施しており、今後も引き続き実施する。

④民間建築物の吹付けアスベスト等の分析調査及び除去などの工事に係る費用の一部を補助する。  
(建築安全課、社会福祉課)

○民間建築物に対する吹付けアスベストの分析調査及び除去などの工事に係る費用の一部を直接補助した。  
(補助実績) 分析調査 1棟

⑤土地改良施設における石綿の除去について、対策工事を行う。(2施設)  
(農村整備課)

○農地防災事業「島中領地区」及びかんがい排水機場「九尺排水機場地区」の計2施設で石綿を除去する工事を実施した。

## (2) 相談体制等の整備

①建築安全センターの相談窓口において、アスベスト対策の適切な情報提供を図る。  
(建築安全課)

○建築安全センターで随時、相談に応じるとともに、アスベスト対策を推進するため、民間建築物のアスベスト対策補助制度を周知した。

②関係機関に対し、アスベスト対策の推進を要請する。  
(建築安全課、社会福祉課、医療整備課、生活衛生課、農村整備課、学事課)

○市町村や建設関係団体に対し、アスベスト対策の推進を要請するとともに、民間建築物のアスベスト対策補助制度を周知した。

## 県民の不安の解消

県民への情報提供

①石綿に関するQ&Aを掲載するなど、ホームページ等を利用して石綿関連情報の提供を行う。

(大気環境課)

○石綿関係法令の内容を解説したパンフレット等の資料を、大気環境課ホームページ内で公表した。

②消費生活支援センターにおいて、消費生活に関する相談を受け付ける。

(消費生活課)

○受付件数

- ・県消費生活支援センター 2件
- ・市町村消費生活センター 17件

## 石綿健康被害者の救済

石綿による被害者救済対策

○「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、健康被害者等からの認定申請等の受け付けを行う。

(疾病対策課)

○令和5年度の認定申請等の受付件数 7件

## 国・市町村との連携

(1) 国・市町村との連携強化

○県、埼玉労働局、さいたま市と石綿対策に係る連絡会議を開催するなど、連携の強化を図る。

(大気環境課)

○石綿関係法令等説明会を、埼玉労働局、大気汚染防止法政令市及び事務移譲市と共催で実施した。（環境対策（1）①参照）

## (2) 国への要望

○国に対し、引き続き必要な要望を行う。（大気環境課、産業廃棄物指導課）

○令和5年度国の施策に対する提案、要望

以下の事項を要望した。

- ・建築物等の解体等工事の周辺における大気中の石綿濃度について、評価基準を設定すること。
- ・大気汚染防止法の規定に基づき実施する、建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無についての調査及び特定工事における特定粉じん排出等作業の完了確認について、特定工事の関係者と直接の利害関係のない第三者が実施することを明確に規定すること。
- ・建築物等の解体等工事が特定工事に該当するか確認するための分析調査について、特定工事の関係者と直接の利害関係のない第三者が実施することを明確に規定すること。
- ・大気汚染防止法の規定に基づき実施する、建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無の調査について、実施せずに建築物の解体等工事を実施した場合の罰則について規定すること。
- ・大気汚染防止法の規定に基づき実施する、建築物等の解体等工事前における特定建築材料の有無の調査の必要性及び工事費等の面で適切な飛散防止対策の確保のために負うべき責任について、建築物等の解体等工事の発注者に対して効果的な広報を実施すること。
- ・石綿含有産業廃棄物の再生砕石への混入を防止するため、建築物その他工作物の解体工事における石綿含有廃棄物の分別排出を徹底させるよう、法制度を強化すること。